

平成十八年外務省令第十七号

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律施行規則  
ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律（平成十八年法律第百三号）第十二条の規定に基づき、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律施行規則を次のように定める。

（特別一時金の支給の請求）

**第一条** ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律（平成十八年法律第百三号。以下「法」という。）第三条第一項の規定による特別一時金の支給の請求は、特別一時金請求書（様式第一号）を、次の各号に掲げる書類とともに、外務大臣に提出することによって行うものとする。

（特別一時金請求書に記載した事実を証明するもの）

一 戸籍謄本、戸籍抄本その他の書類であつて特別一時金請求書に記載した事実を証明するもの

二 日本国籍を離脱した者については、その国籍国発行する一に類する文書

三 法第三条第一項括弧書により遺族として請求を行う場合にあつては、請求者と法の施行前に死亡したドミニカ移住者との身分関係を証明する書類並びに当該請求者より先順位の者がいない旨の申立書（様式第二号）及びその旨を証明する書類

四 法第八条に規定する特別一時金の支給を受ける権利を有する者の相続人として請求を行う場合にあつては、その者が特別一時金の支給を受ける権利を有する者の相続人である旨を証明する書類

2 国内に居住地を有しない者は、前項の支給の請求を、その者の居住地を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）その他最寄りの領事官（領事官を経由した請求を行うことが著しく困難である地域として外務省告示で定める地域にあつては、当該告示で定める者とする。以下同じ。）（以下単に「領事官」という。）を経由して行うことができる。この場合において、当該請求に係る書類が領事官に提出された日をもつて、当該請求が外務大臣に対して行われた日とみなす。

3 前二項の支給の請求については、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（前項においては、国内に居住地を有しない者の居住地における郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便に類するもの）により特別一時金請求書を第一項各号に掲げる書類とともに外務大臣に提出し、請求を行なうことができる。この場合において、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないとき）にその郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

（請求者が出頭しない場合の特別一時金の支給の請求）

**第二条** 前条の支給の請求については、請求者は、その指定する者を通じて、これを行うことができる。この場合において、請求者は委任状（様式第三号）を当該請求に係る書類とともに提出して、その旨を申し出るものとする。ただし、請求者がその法定代理人を通じて当該請求に係る書類を提出する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、外務大臣（国外においては領事官）は、出頭した者が請求者の指定した者又は請求者の法定代理人であることを確認するために、出頭した者の身元を証明する書類の提示又は提出を求めることができる。この場合において、外務大臣又は領事官は、出頭した者が請求者の指定した者又は請求者の法定代理人であることを確認するに足りる相当な理由があるときは、その事實を確認するに足る資料の提示又は提出を求めることができる。

3 第一項に規定する場合において、請求者に代わり出頭する者は、当該請求者による請求の内容を知り、かつ、外務大臣又は領事官の指示を当該請求者に確實に伝達する能力がある者に限る。

（特別一時金の支給順位の変更）

**第三条** 法第三条第一項括弧書及び第五条第一項の規定に基づき特別一時金の支給を受けるべき順位にある遺族が法の施行日以後引き続き六月以上生死不明であり、かつ、その生死不明である遺族に同順位がない場合における次順位であつて、特別一時金の支給を請求するものは、第一条第一項に規定する特別一時金請求書（様式第一号）に加えて、特別一時金順位変更申請書（様式第四号）及び特別一時金を受けるべき順位にある遺族が法の施行日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き六月以上生死不明であることを認めることができる書類を外務大臣に提出することによって行うものとする。

（認定）

**第四条** 外務大臣は、前各条の規定による支給の請求があつた場合において、法第三条第二項に規定する権利の認定をしたときは、法第七条第一項の規定により、請求者に対する特別一時金支給額を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、外務大臣は、前各条の規定による支給の請求があつた場合において、請求者が法第七条第二項に規定する者に該当すると認めるときは、同条第一項に定める金額に八十万元を加算した額を特別一時金支給額とする。

（認定結果の通知）

**第五条** 外務大臣は、前条の規定により法第三条第二項に規定する権利の認定をしたときは、当該認定を受けた者（以下「特別一時金受給権者」という。）に、前条の規定により決定された特別一時金支給額を記載した特別一時金証書（様式第五号）を交付する。

**第六条** 外務大臣は、第一条から第三条までの規定による支給の請求があつた場合において、法第三条第二項に規定する権利を認定しなかつたときは、請求者に、文書でその旨を通知するものとする。

（支給）

**第七条** 外務大臣は、第四条の規定により法第三条第二項に規定する権利の認定をしたときは、特別一時金証書に記載された特別一時金支給額を、特別一時金受給権者が口座振込指定書（様式第六号）により指定する金融機関の口座に一括して送金する。

2 前項の規定にかかわらず、外務大臣は、国内に居住地を有しない特別一時金受給権者については、当該特別一時金受給権者が支給方法指定書（様式第七号）により指定する方法により、特別一時金を支給するものとする。この場合において、外務大臣は、領事官を経由して特別一時金を支給することができるものとし、外貨に換算する必要があるときは、支給日の前月二十五日（その日

に外国為替市場が開かれていないときは、支給日の前月二十五日直近の外国為替市場が開かれる日）の本邦の外国為替市場の相場により特別一時金支給額に相当することとなる米貨を基準として、当該外貨に換算するものとする。

（口頭による請求等）

**第八条** 外務大臣は、第一条第一項に規定する特別一時金請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、請求者の口頭による陳述を関係職員に聴取させた上で、必要な措置をとることによって、同項に規定する特別一時金請求書の受理に代えることができる。

前項の陳述を聴取した関係職員は、陳述事項に基づいて特別一時金請求書の様式に従つて聴取書を作成し、これを請求者に読み聞かせた上で、請求者とともに記名するものとする。

附 則

（令和二年一一月二八日外務省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

## 様式第1号

(表 面)

年 月 日提出

## ドミニカ移住者に対する特別一時金請求書

外務大臣 殿

(ふりがな)		生年月日	性別
請求者の 氏名		年 月 日生	男・女
(ふりがな)			
現住所	(電話番号)		
本籍地 (日本国籍を喪失した方については、最後の国内居住地)			
(ふりがな)		ドミニカ移住者との続柄	
ドミニカ共和国への移住年月日 及び 移住船の名称	昭和 3 年 月 日 ( 港発 ) 昭和 3 年 月 日 ( ドミニカ共和国着 ) 移住船 号		
帰国又は転住のため、ドミニカ共和国を出国した年月日及び 移住船の名称	昭和 3 年 月 日 ( ドミニカ共和国発 ) 昭和 3 年 月 日 ( 着 ) 移住船 号		

&lt;裏面に続く&gt;

(裏面)

<p>添付書類</p> <p>(ドミニカ移住者が請求者本人でない場合(法第4条に定められている遺族又は法第8条に定められている相続人による申請))</p> <p>1. に加え、</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 請求者とドミニカ移住者との関係を示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本 又は 戸籍抄本</li> <li>・上記に類する書類</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> 1. 請求者が請求者本人であることを示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本 又は 戸籍抄本</li> <li>・上記に類する書類</li> </ul>
---	---

様式第6号又は様式第7号にて、指定する口座に特別一時金が振り込まれること又は小切手で受け取ることで、右特別一時金を受領したものといたします。また、口座からの現金引き出しや小切手の換金の際に、手数料が発生する場合は、請求者が負担することに異議はありません。

以上につき、記載に誤りがないことを証します。

年 月 日

氏名

記入上の注意

- 1 「氏名」及び「現住所」にアルファベットを使用する必要がある場合は、ブロック体にて記入してください。
- 2 ドミニカ移住者とはドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律第2条で規定する者を指します。

- 以下については、外務省／大使館・総領事館等の職員が記入しますので、記入しないでください。

受付年月日 :	年	月	日
受付番号 :			
担当部署名 : 外務省領事局政策課			
在		大使館 ／ 総領事館	
担当者 :			

様式第2号

(表面)

## 申立書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

外務大臣殿(ふりがな)  
請求者の氏名

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律第3条第1項  
括弧書に基づき、遺族として、特別一時金を請求します。

請求者は、同法第4条及び第5条に基づき、下記のとおり、ドミニカ移  
住者の遺族であり、先順位である遺族は存しないことをここに申し立てま  
す。

ドミニカ移住者の氏名	
ドミニカ移住者との続柄	

(以下、先順位者が存在していたことがある場合)

先順位者の氏名 (1名ずつ記入する。 複数ある場合は、裏面へ)	
ドミニカ移住者と 先順位者との関係 (1名ずつ記入する。 複数ある場合は、裏面へ)	
先順位者喪失年月日 及び喪失事由 (1名ずつ記入する。 複数ある場合は、裏面へ)	

(裏面)

先順位者②の氏名	
ドミニカ移住者と 先順位者②との関係	
先順位者②喪失年月日 及び喪失事由	

先順位者③の氏名	
ドミニカ移住者と 先順位者③との関係	
先順位者③喪失年月日 及び喪失事由	

先順位者④の氏名	
ドミニカ移住者と 先順位者④との関係	
先順位者④喪失年月日 及び喪失事由	

様式第3号

## 委任状

年月日

外務大臣殿

委任者  
住 所

(ふりがな)  
氏 名

私は、下記の受任者に、ドミニカ移住者に対する特別一時金の請求に必要な書類の提出に関する一切の権限を委任します。

記

受任者  
住 所

(ふりがな)  
氏 名

(表面)

様式第4号

## 順位変更申立書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

外務大臣殿(ふりがな)  
請求者の氏名

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律第5条第2項に基づき、第3条第1項括弧書に規定する遺族として、下記のとおり、特別一時金の支給を受ける順位の変更を申請します。

ドミニカ移住者の氏名	
ドミニカ移住者との続柄	
先順位者の氏名 (先順位者が 複数の場合は裏面へ)	
ドミニカ移住者と 先順位者との関係 (先順位者が 複数の場合は裏面へ)	
先順位者喪失年月日 及び喪失事由 (先順位者が 複数の場合は裏面へ)	

(裏面)

先順位者②の氏名	
ドミニカ移住者と 先順位者②との関係	
先順位者②喪失年月日 及び喪失事由	

先順位者③の氏名	
ドミニカ移住者と 先順位者③との関係	
先順位者③喪失年月日 及び喪失事由	

先順位者④の氏名	
ドミニカ移住者と 先順位者④との関係	
先順位者④喪失年月日 及び喪失事由	

様式第5号

(表 面)

			記号	番号
<b>特別一時金証書</b>				
受給権者氏名		年      月      日生	男・女	
居住地				
ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給に関する法律 第7条第1項 第 1号イ 1号口 2号の認定年月日			年      月      日	
ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給に関する法律 第7条第2項の認定年月日			年      月      日	
給付金額	金      円	支給予定日	年      月	
	米貨      ドル	支給方法		
上記のとおり、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給に関する法律によって、特別一時金を支給します。				
年      月      日				
<b>外務大臣</b>				

(裏面)

- 1 この証書は、あなたが特別一時金を受ける権利があることを証する書類ですから、大切に保管しておいてください。
- 2 特別一時金を受ける前に、氏名や居住地を変更したときなどは、届書にこの証書を添えて、外務大臣又は領事官に提出してください。
- 3 この証書を破ったり、汚したり、又は無くしたりしたときは、新しい証書を交付しますので、外務大臣又は領事官に申請してください。
- 4 この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。
- 5 受給権者が死亡したときは、遺族の方は、届書にこの証書を添えて、外務大臣又は領事官に提出してください。
- 6 米貨は、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律施行規則第7条第2項に基づき、支給予定日の属する月の前月25日（その日に外国為替市場が開かれないとときは、支給日の前月25日直近の外国為替市場が開かれる日）の本邦の外国為替市場の相場により決定しました。
- 7 現地通貨での支給を希望された方に対しては、支給予定日の現地通貨と米貨の現地実勢レートにて、現地通貨支給額が定まります。

様式第6号

## 口座振込指定書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

外務大臣殿(ふりがな)  
受取人の氏名

受取人の住所

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律に基づく特別一時金の振込は、下記の口座にお願いします。また、現金引き出しに際し、手数料が発生する場合は、請求者が負担することに異議はありません。

記

金融機関名	1 銀行 2 信用金庫 3 その他 ( )
支店名	支店
口座の種類	1 普通      2 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	
受取人の連絡先 住所／電話番号	

- 1 楷書体、活字体で記入してください。  
 2 裏面に記載する金融機関については、送金できかねますので、ご注意下さい。

(裏面)

### 送金ができない金融機関

1. 日本郵政公社
2. インターネット専業銀行各行

上記を除く、金融機関を指定してください。

なお、海外に居住する方で、施行規則第7条第2項により、海外の口座への送金等を希望する方はこの様式ではなく、様式第7号によって支給方法等を指定してください。

(表面)

様式第7号

## 支給方法指定書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

外務大臣殿(ふりがな)  
受取人の氏名

受取人の住所

- ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律に基づく特別一時金の支給は、請求書類を提出した在外公館等の窓口で小切手を交付する方法で行われることを希望します。また、小切手の換金に際し、手数料が発生する場合は、請求者がこれを負担することに異議はありません。

(注) 小切手での支給は原則として現地通貨建てになりますが、米貨で小切手を交付することのできる公館もありますので、あらかじめ照会してください。

- ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律に基づく特別一時金の支給は、下記の口座に送金する方法で行われることを希望します。また、現金引き出しに際し、手数料が発生する場合は、請求者が負担することに異議はありません。

記

金融機関名／支店名		
(支店)住所／国名		
口座の種類		
口座番号		
口座名義人（ローマ字）		
受取通貨（注）	1 米ドル	2 現地通貨
受取人の連絡先 住所／電話番号		

(注) 送金の場合米貨建て口座の保有が禁じられている国・地域においては、現地通貨での支給となります。

(裏面：記入上の注意)

(裏面)

#### 記入上の注意

- 1 希望する支給方法の左側の□に✓をつけてください。
- 2 楷書体、活字体で記入してください。

なお、海外に居住する人であっても本邦内の円建て口座への送金を希望する方は、この様式ではなく、様式第6号によって送金先を指定してください。